

# 戸籍謄・抄本・住民票等郵送交付請求書（法人等用）

大郷町長 殿

年 月 日

## ①どなたの証明で利用目的は何ですか？

氏名		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
本籍住所	宮城県黒川郡大郷町		
筆頭者氏名 世帯主氏名			
利用目的 (戸籍等のどの部分をどのような目的で 利用するのか具体的に記載)			

## ②どの証明が何通必要ですか？ ※【】内は大郷町での1通あたりの手数料です。

戸籍全部事項証明（戸籍謄本）	【450円】	通	除籍個人事項証明（除籍抄本）	【750円】	通
戸籍個人事項証明（戸籍抄本）	【450円】	通	住民票	【200円】	通
改製原戸籍謄本	【750円】	通	住民票世帯全員	【200円～】	通
改製原戸籍抄本	【750円】	通	戸籍の附票全部証明（謄本）	【200円】	通
除籍全部事項証明（除籍謄本）	【750円】	通	戸籍の附票一部証明（抄本）	【200円】	通

## ③請求者の情報を記入してください。

請求者	事務所の所在地 (本店・支店・ 営業所・事業所等)	【連絡先TEL: _____】
	法人の名称	
	代表者の氏名	印
請求の任に あたっている方 (担当者等)	住所	
	氏名	印 (自署または記名押印) 【上記連絡先と違う場合、TEL: _____】

### 【添付書類】

- 請求の任にあたっている方の本人確認書類の写し
  - ・運転免許証やマイナンバーカードの場合は1点、保険証や年金手帳等の場合は2点
- 法人と請求の任にあたっている方との関係を示す書類
  - ・代表者の場合…代表者であることを確認できる書類（登記簿謄本等）
  - ・担当者等の場合…代表者作成の委任状、または社員証の写し
- 事実確認のための疎明資料（契約書等）の写し

※偽りその他不正手段により交付を受けた者は30万円以下の罰金に処せられます。（戸籍法第133条）

受付印